

私設取引システム取引（夜間取引）説明書

本説明書は、クリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の夜間取引（以下、「夜間取引」といいます。）の特徴、基本的な仕組みなどを記載しております。夜間取引を行うにあたっては、本説明書をよくお読みいただき、取引の仕組みについて十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任において行われますようお願いいたします。

1. 夜間取引の概要

当社は、お客様からの夜間取引を受託した場合、SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下、「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システム（以下、「PTS」という）に取り次ぐものとします。ジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引であり、ジャパンネクスト社のコンピュータ・システム上、当社のお客様からの指値と、取引の相手方となる当社からの別のお客様の指値または他の取引参加証券会社からの指値と一致する場合に、当該指値を用いて売買を成立させる取引です。夜間取引の運営時間は、毎営業日の 19:00 から 23:59 をセッション 1、翌日 0:30 から 2:00 をセッション 2 と呼称し、翌日が営業日であればセッション 1 とセッション 2 で取引が行われます。翌日が非営業日の場合はセッション 1 のみが行われます。19:00 より PTS への取次ぎを開始すると共に取引が行われ、運営時間の終了する翌日 2:00 まで（翌日が非営業日の場合 23:59 まで）継続して取引（以下、「コンティニューアス・マッチング」という。）が行われます。

なお、23:59 から翌日 0:30 までのセッション間は、PTS において一旦注文の受付と共に取引がすべて停止されますが、当社システムでの注文の受付は行っております。セッション間で受付けた注文はセッション 2 が開始される 0:30 に当社システムより PTS へ取り次ぎを行います。

2. 夜間取引の対象銘柄

国内の金融商品取引所に上場されている銘柄のうち当社が選定した銘柄とします。

3. 売買価格の決定方法

運営時間中継続的に行われるコンティニューアス・マッチングにおける売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する売買価格の決定方法であり、お客様の提示した指値が、取引の相手方となる他のお客様の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。すなわち、ジャパンネクスト社がすでに受注している売り注文（または買い注文）の指値と、新たに受注した買い注文（または売り注文）の指値とが合致した際に売買が成立します。

この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先するものとします。また、同じ値段の注文については、当社が注文を受付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先するものとします。

4. 約定日と決済日

売買が成立した日を約定日とします。

夜間取引については、連続するセッション 1 とセッション 2 で約定日が異なりますが、決済日は同日となり、セッション 1 の決済は約定日から起算して 5 営業日目、セッション 2 の決済は約定日から起算して 4 営業日目となります。

5. 手数料

別途定める所定の手数料を頂戴いたします。

6. その他

本説明書の内容については、当社が必要と判断した場合には、予告なしに改訂されることがあります。

夜間取引の注文・約定・決済に至るまでの取引ルール

■取引銘柄

国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち、ジャパンネクスト社が指定する銘柄かつ、当社が選定した銘柄とします。

■取引の種類

現物取引のみとします。

■取引時間

毎営業日の 19:00～23:59(以下セッション 1 という)と、当該営業日の翌日(営業日に限る)の 0:30～2:00(以下セッション 2 という)。但し、取引所半休日は取引休止日となります。

■注文受付時間

0:00～2:00、6:00～15:10、17:00～24:00 となっております。

取引時間外は、予約注文となります。当日の値幅制限を超えた注文は失効となります。

セッション 1 終了時までには受付けた注文に対して、23:59 から翌日 0:30 までのセッション間で変更・取消注文をすると、当社システムで注文は受け付けますが、その場で変更・取消はされず、セッション 2 の開始される 0:30 に当社システムより PTS へ注文の取次ぎを行います。この場合、タイミングによっては変更・取消が完了する前に、注文が約定する場合があります。

■注文の方法及び種別

お客様は、当社会員ページ等よりインターネット経由で、夜間取引注文を行うことができます。電話等インターネット経由以外の手段による注文の受諾は、システム障害時を含めて一切行いませんのでご了承ください。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の種別は、新規、取消及び訂正(注文価格訂正)とします。PTS へ取り次ぐ注文の有効期間における「当日」とは、セッション 1 とそれに続くセッション 2 とを当日とみなします。したがって、「当日」に PTS へ取り次いだ注文は、セッション 2 の取引時間が終了するまで当日の注文として取り扱われます。

■注文に係る規制

一回に受注する注文金額の上限を 1 億円以下とし、1 億円を超える場合には、当該注文を受け付けません。一回に受注する注文数量が銘柄毎の上場株式数の 5% を超えると判断した場合には、当該注文を失効させていただきます。注文値段が、ジャパンネクスト社の定める値幅制限を超える場合は、当該注文を受け付けません。

■売買価格の決定方法及び約定方法

運営時間中継続的に行われるコンティニューアス・マッチングにおける売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する売買価格の決定方法であり、お客様の提示した指値が、取引の相手方となる他のお客様の提示した指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。すなわち、ジャパンネクスト社がすでに受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立します。

この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先するものとします。また、同じ値段の注文については、当社が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先するものとします。

PTS では、始値を決定する際に板寄方式は用いません。取引時間外の注文は、夜間取引の開始時間(19:00)に市場へ取次ぎをします。

板寄方式とは、日中の取引所にて、売買立会の始値を決定する場合に行われている売買契約締結方法です。この方式は、約定値段決定前の注文をすべて注文控え(板)に記載したうえで価格的に優先順位の高いものから対当

させながら、数量的に合致する値段を求め、その値段を単一の約定値段として売買契約を締結させる方法です。

■値幅制限

当社ではジャパンネクスト社が当日採用する値幅制限を採用します。ただし、上場取引所において翌営業日の取引から制限値幅の拡大措置がとられている銘柄については、取引所の措置に準じて制限値幅の上限ないし下限を拡大する場合があります。なお、基準値段を決める際に、取引所において特別気配が表示されている場合には、当該最終特別気配を基準値段とし、配当落ちや権利落ち等があった場合には、取引所の最終値段（または最終特別気配）をもとにした権利落修正理論価格を基準値段とします。また、取引時間終了時に制限値幅まで株価が上昇したり、逆に制限値幅まで下落する場合における比例配分等の取扱は行いません。

※制限値幅は、ジャパンネクスト社のホームページより確認することができます。

■売買単位

発行会社の定める 1 単元の株式の数とします。

■呼値

ジャパンネクスト社の定めに準じます。

※呼値は、ジャパンネクスト社のホームページより確認することができます。

■約定日と決済日

売買が成立した日を約定日とします。

夜間取引については、連続するセッション 1 とセッション 2 で約定日が異なりますが、決済日は同日となります。セッション 1 の決済は約定日から起算して 5 営業日目、セッション 2 の決済は約定日から起算して 4 営業日目となります。

■売買取引の停止または制限

以下に該当する場合は、当社は売買取引を停止または制限することがあります。

- ・ 対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合、または日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合
- ・ 対象銘柄についてメディア等により「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないとして当社が判断した場合
- ・ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないとして当社またはジャパンネクスト社が認める場合
- ・ 取引システムの稼働に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないとして当社またはジャパンネクスト社が認める場合
- ・ 取引の公正性の確保のため、当社またはジャパンネクスト社が必要と認めた場合。

■取引報告書（契約締結時交付書面）

セッション 1 の約定日の翌々営業日に電子交付いたします。

平成 21 年 12 月
クリック証券株式会社